

法人化前の国立大学と国立大学法人との比較

H30.9.26国立大学の
一法人複数大学制度
等に関する調査検討
会議(第1回)資料より

	国立大学	国立大学法人
組織の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家行政組織法上の施設等機関 (文部科学省の内部組織) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律により設立される独立した法人
国の関与 (目標・計画等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的に主務大臣の包括的な指揮監督に服する ● 予算・組織上の要求等に際して、国側の事情を事実上反映 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>大臣の関与は、中期目標の策定、中期計画の認可等に限定</u> ● 中期目標の策定、中期計画の認可に際しては、<u>大学側の意見に配慮</u> ● 国立大学法人評価委員会が中期目標期間終了時に評価(教育研究面は大学評価・学位授与機構が評価)
予算上の制約	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織、項、目等に区分され、流用等が制限されている。 ● 単年度主義の原則(支出予算の繰越は制限的) 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>運営費交付金は「渡しきり」、使途の内訳は特定されない</u> ● 運営費交付金は翌年度に繰越可能 ● 自己努力による余剰金は、予め中期計画に記載した使途に充当可能
他法人への出資	<ul style="list-style-type: none"> ● 出資不可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定の企業(TLO、VC、指定国立大学法人の特例等への出資が可能)
人事任命	<ul style="list-style-type: none"> ● 文部科学大臣の任命権の下、管理職たる事務職員人事は国が管理 ● 学長、学部長等には外国人の任用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>学長の任命権</u>の下、採用・承認等の決定も各大学の裁量 ● 外国人の学長等への任用も可能
給与	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令で定められた給与体系 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学の裁量で弾力的な給与体系が可能(給与基準は届出、公表)
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家公務員としての諸規制 (兼業の原則禁止、詳細なサービス規定等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>各大学の裁量</u> (独自に定める就業規則による)